

令和5年度（2023年度）採用分
特別研究員-DC、PD、RPD採用内定者 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和5年度（2023年度）採用分
特別研究員-DC、PD、RPDの資格要件に係る特例取扱いについて（通知）

日本学術振興会では、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員に採用し、支援を行っています。

こうした中、令和5年度（2023年度）採用分特別研究員-DC、PD、RPD（以下、それぞれ「DC」、「PD」、「RPD」という。）の採用内定者については、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用開始となる令和5年4月1日時点において、博士課程への在学や在学月数、又は博士の学位取得などの資格要件（募集要項上の申請資格）を満たさない状況が生じることが想定されるところです。

このため、日本学術振興会では、こうした状況に鑑み、令和5年度採用分DC、PD、RPDの採用内定者を対象として、下記のとおり特例取扱いを設けることとしましたので、お知らせいたします。

なお、本特例取扱いの適用を希望する場合に必要な手続きについては、令和5年1月中旬までに、採用手続その他の詳細とともに通知しますので、改めてご確認ください。

また、本通知に関してご不明な点がある場合は、以下の本件問合せ先までご連絡ください。

記

1. DCの資格要件（募集要項上の申請資格）に関する特例取扱い

DCの令和5年度採用分募集要項では、採用時において以下の申請資格を満たしている必要があると定めています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年4月1日までに博士課程に在学し申請資格である在学月数等を満たすことができない場合は、所定の手続を経ることにより、令和6年1月1日まで申請資格を満たす期限を延長することとします。また、この期間中は、引き続き該当者を令和5年度採用分DCの採用内定者として取り扱うこととします。

なお、希望に基づき、本特例取扱いが適用される場合であっても、令和6年1月1日時点で以下の申請資格を満たしていない場合は、採用内定を取り消しますのでご注意ください。

【日本学術振興会特別研究員-DC 令和5年度(2023年度)採用分募集要項 4. 申請資格 (抜粋)】

(1) 特別研究員-DC 1 (大学院博士課程在学者)

令和5年(2023年)4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む)

- ① 区分制の博士課程後期第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者
- ② 一貫制の博士課程第3年次相当(在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者
- ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者
- ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当(在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満)に在学する者

※①～③において、令和5年(2023年)4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む。

※申請後、博士課程において休学をした場合は、申請資格を満たさない場合があるため留意すること。

(2) 特別研究員-DC 2 (大学院博士課程在学者)

令和5年(2023年)4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む)

- ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次相当(在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者
- ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次相当(在学月数36ヶ月以上60ヶ月未満)に在学する者
- ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次相当(在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者
- ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次相当(在学月数24ヶ月以上48ヶ月未満)に在学する者

※申請後、休学をした場合は、申請資格を満たさない場合があるため留意すること。

(1) 対象者

令和5年度採用分DCの採用内定者で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年4月1日時点で募集要項に定める申請資格を満たしていない者のうち、上記の特例取扱いを希望する者となります。

(2) 採用開始日

申請資格を満たした日以降の直近の月の初めからとします。なお、採用期間については、DC 1は採用開始日から3年間、DC 2は採用開始日から2年間となります。

(3) その他

特別研究員が行う研究を対象とする科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の交付を希望する者は、令和5年1月下旬公開予定の「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）」に従って応募に係る必要な手続を行っていただくこととなります。

2. PD、RPDの資格要件（募集要項上の申請資格）に関する特例取扱い

PD、RPDの令和5年度採用分募集要項では、令和5年4月1日時点において博士の学位を取得していることを申請資格の一つとして定めています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年4月1日までに博士の学位を取得できない場合は、所定の手続を経ることにより、令和6年1月1日まで博士の学位の取得期限を延長することとします。また、この期間中は、引き続き該当者を令和5年度採用分PD、RPDの採用内定者として取り扱うこととします。

なお、希望に基づき、本特例取扱いが適用される場合であっても、令和6年1月1日時点で博士の学位を取得していない場合は、採用内定を取り消しますのでご注意ください。

(1) 対象者

令和5年度採用分PD、RPDの採用内定者で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年4月1日時点で博士の学位を取得できない者のうち、上記の特例取扱いを希望する者としません。

(2) 採用開始日

令和5年7月1日、令和5年10月1日、令和6年1月1日のいずれかの日

PDの採用開始日は、上記のいずれかの日のうち博士の学位取得後の直近の日とします。また、RPDの採用開始日は、博士の学位取得後であって、上記のいずれかの日を選択することとします。なお、採用期間については、PD、RPDともに採用開始日から3年間となります。

(3) その他

特別研究員が行う研究を対象とする科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の交付を希望する者は、令和5年1月下旬公開予定の「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）」に従って応募に係る必要な手続を行っていただくこととなります。

以上

【本件問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

e-mail: yousei2@jsps.go.jp TEL:03-3263-5070